別紙

セーレン(株)によるフジパック(株)の株式取得

第１　当事会社

セーレン株式会社（法人番号9210001001785）（以下「セーレン」という。）は、建材向け透湿防水シートの製造販売を含む総合繊維業を営む会社であり、フジパック株式会社（法人番号6150001013336）（以下「フジパック」という。）[1]は、同製品の製造受託を含む各種フィルム・不織布等のラミネート加工業等を営む会社である。

以下、セーレンと既に結合関係が形成されている企業の集団を「セーレングループ」、セーレン及びフジパックを併せて「当事会社」、セーレングループとフジパックを併せて「当事会社グループ」という。

第２　本件の概要及び関係法条

本件は、セーレンがフジパックの株式に係る議決権の全てを取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第３　本件の経緯等

本件行為は独占禁止法第10条第２項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から、具体的な企業結合計画の内容を示した相談があった。

そこで、公正取引委員会は、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年６月14日）６(1)に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件を審査した。その結果、後記第６の措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと認められたので、本件審査を終了した。

第４　一定の取引分野

１　商品の概要等

(1)　建材向け透湿防水シートの機能、役割

透湿防水シートとは、水蒸気を透過させる（透湿性）機能と、液体の侵入を防止する（防水性）機能を兼ね備えるシート状の資材である。

建材向け透湿防水シートは、建築物の外壁内部に施工されることで、雨漏りを防止し、かつ、建物内で発生した水蒸気を外部へ逃がす（これにより内壁に生じる結露を防止し、腐朽やカビを防止する。）役割を担っている。

(2)　建材向け透湿防水シートの種類

[1] フジパックに国内売上高を有する子会社は存在しない。

建材向け透湿防水シートには、大きく分けて、「単層構造」と「多層構造」の２種類の製品がある（以下、単層構造の製品を「単層構造品」、多層構造の製品を「多層構造品」という。）。

単層構造品とは、特殊な不織布のみを用いた一層の製品であり、不織布自体の構造により透湿性及び防水性の両立を実現するものである。日本市場において販売される単層構造品は、Ａ社が販売する「製品Ｐ」のみであり、多層構造品と比べて、軽くて破れにくい点が強みである。日本において初めて流通した建材向け透湿防水シートは「製品Ｐ」であり、現在でもなお、一定の需要者から根強く支持されている。

多層構造品とは、不織布とフィルムを接着剤で貼り合わせて（ラミネート加工して）一体化させた複数層の製品であり、フィルムによって透湿性及び防水性を実現し、不織布によって補強性及び施工性を確保するものである。日本市場においては、セーレン、Ｂ社及びＣ社の３社により販売されている。各社とも、「製品Ｐ」により独占されていた市場シェアを少しずつ奪取してきた経緯がある。単層構造品と比べ、各層の調整によって透湿性、防水性、強度等のバランスを調整できる点や、補強性や施工性に優れている点が強みである。

(3) 建材向け透湿防水シートの製造方法

ア　単層構造品

Ａ社は「製品Ｐ」の製造をＸ社に委託しているところ、「製品Ｐ」は、Ｘ社独自の特殊な製法によって製造される。

イ　多層構造品

多層構造品は、加工した不織布及びフィルムをスプレーラミネートという製法により貼り合わせることで製造する。

スプレーラミネートとは、不織布等の繊維質のものに接着剤を塗布する必要がある場合等に用いられるラミネート製法であり、接着剤をスプレー状（霧状）にして基材に均一に吹き付けた上、もう一つの素材を圧着して貼り合わせる方式である。

（ⅰ）接着剤の飛散や不均一な厚みを生じさせない精密さが求められること、（ⅱ）不織布やフィルムが持つ機能（透湿性、防水性等）を生かしたまま貼り合わせる必要があること、（ⅲ）不織布とフィルムの熱収縮率は異なり、圧着の際に生じる熱によってしわ等を生じさせないように貼り合わせる必要があること等から、建材向け透湿防水シートのスプレーラミネートには、専用の機械と高度な技術が要求される。

(4) 商流

日本国内での建材向け透湿防水シートの商流は、下図表１のとおりである。

建材向け透湿防水シートの製造受託業者としては、単層構造品の製造を受託するＸ社、多層構造品の製造を受託するフジパック、Ｙ社及びＺ社が存在する。建材向け透湿防水シートの製造販売業者としては、単層構造品を販売するＡ社並びに多層構造品を販売するセーレン、Ｂ社及びＣ社が存在する[2]。

建材向け透湿防水シートの主な需要者は、建材メーカーである。

【図表１】建材向け透湿防水シートの商流図

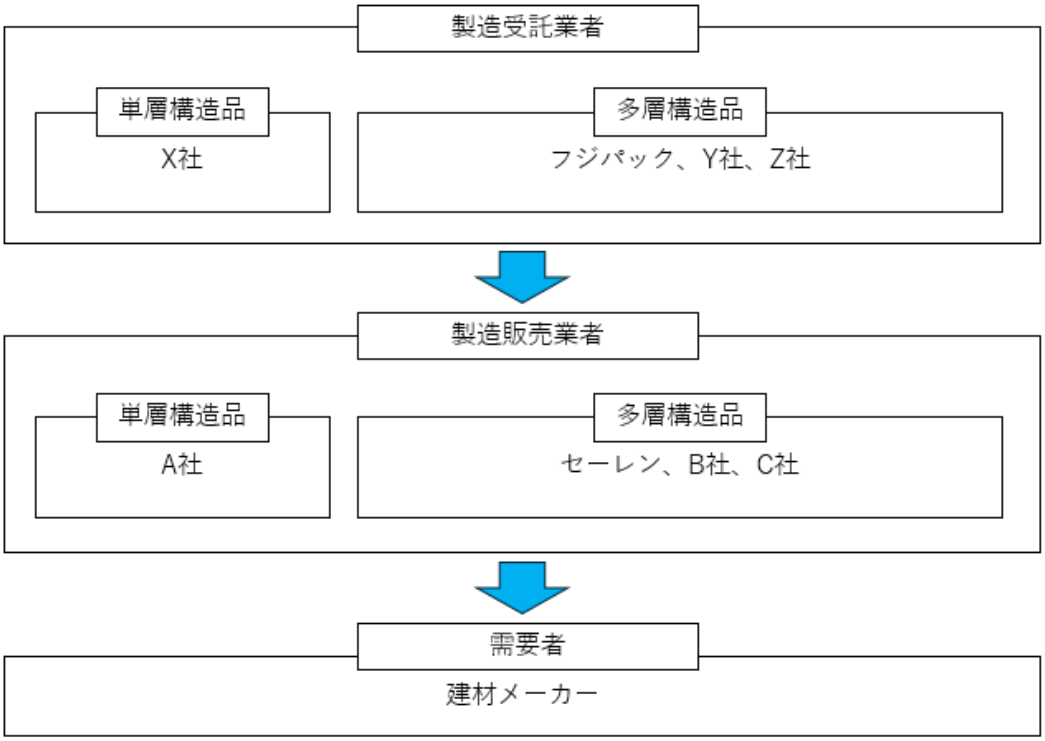

２　商品・役務の範囲

(1)　総論

セーレンは建材向け透湿防水シートの製造販売業を営んでおり、フジパックは同製品の製造受託業を営んでいるため、以下では、製造販売業と製造受託業を分けて商品役務範囲を画定する。

(2)　建材向け透湿防水シートの製造販売業

ア　建材向け透湿防水シートとその他の用途の透湿防水シートとの間の需要の代替性

[2] 後述するように、需要者に対して建材向け透湿防水シートを販売する４社のうち、セーレンは一部を自社で製造しているものの、Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、その全量の製造を製造受託業者に対して委託している。もっとも、同４社は、必要に応じて製造受託業者に非公知の技術情報等を共有する等、自らが製造に関与した上で商品を製造させ、完成した商品を需要者に販売しているのであり、単に商品を仕入れて需要者に販売する販売業者（卸売業者）ではない。したがって、同４社は、販売業者（卸売業者）ではなく、製造販売業者として整理した。

透湿防水シートは、透湿性と防水性を両立する特徴を生かし、建築分野のほか、包装分野、農業分野、衣料分野等、様々な分野で使用されている。

各分野で使用される透湿防水シートは、透湿性及び防水性に加え、それぞれの分野で求められる性質を備えている。具体的には、建築分野では耐久性や施工性等、生鮮食品包装分野では衛生性等、農業分野では光透過性や耐候性等、衣料分野では柔軟性や耐摩耗性等を備えた透湿防水シートが使用されている。

したがって、建材向け透湿防水シートとその他の用途の透湿防水シートとの間に需要の代替性は認められない。

また、建材向け透湿防水シートとその他の用途の透湿防水シートは、製造するための設備や製法も異なることから、供給の代替性も認められない。

したがって、建材向け透湿防水シートとその他の用途の透湿防水シートは、異なる商品範囲を構成する。

イ　単層構造品と多層構造品の需要の代替性

単層構造品と多層構造品は、製法等の違いにより特徴や価格に若干の差異があるが、いずれも同一のJIS規格に適合しているため、おおむね共通の品質や機能を有しており、需要者は、これらを代替的に選択している[3]。

したがって、単層構造品と多層構造品との間には需要の代替性が認められ、同一の商品範囲を構成する。

ウ　小括

以上を踏まえ、製造販売業については、商品役務範囲を「建材向け透湿防水シートの製造販売業」と画定した。

(3) 建材向け透湿防水シートの製造受託業

ア　建材向け透湿防水シートとその他の用途の透湿防水シートの代替性

前記(2)アのとおり、透湿防水シートはその用途ごとに、異なる性質が求められる。

また、用途ごとに製造設備や製法も異なるため、ある用途の透湿防水シートの製造受託業者が異なる用途の透湿防水シートを製造することは困難である。

したがって、「建材向け透湿防水シートの製造受託業」と「その他の用途の透湿防水シートの製造受託業」との間に需要の代替性及び供給の代替性は認められない。

---

[3] 競争者からのヒアリングによれば、単層構造品の価格は、多層構造品の価格の1.5倍程度であるが、建築費用全体に占める割合はごく一部にすぎず、需要者（建材メーカー）に代替的に利用されているため、単層構造品と多層構造品との間の需要の代替性が認められると考えられる。

イ　単層構造品と多層構造品の代替性

前記１(2)及び(3)のとおり、単層構造品と多層構造品は、その構造や製法が大きく異なる。

そのため、建材向け透湿防水シートの製造販売業者は、自らが販売する透湿防水シートの種類によって、製造受託業者を決定しており、また、一方の種類の建材向け透湿防水シートの製造を受託している事業者において、他方の種類の建材向け透湿防水シートの製造を受託することは困難である。

したがって、「建材向け透湿防水シート（単層構造品）の製造受託業」と「建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業」との間に需要の代替性及び供給の代替性は認められない。

ウ　小括

以上を踏まえ、製造受託業については、商品役務範囲を「建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業」と画定した。

３　地理的範囲

建材向け透湿防水シートの製造販売業について、地域によって販売価格や輸送の難易度に違いが生じるといった事情は存在せず、需要者は製造販売業者の所在地にかかわりなく取引を行い、また、製造販売業者は日本全国で建材向け透湿防水シートを販売している。

また、建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業についても、製造販売業者は製造受託業者の所在地にかかわりなく取引を行い、また、製造受託業者は特定の地域に属する製造販売業者からしか製造受託できないといった事情は存在しない。

したがって、「建材向け透湿防水シートの製造販売業」と「建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業」のいずれについても、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第５　本件行為が競争に与える影響

１　本件行為の企業結合類型

セーレンは建材向け透湿防水シートの製造販売業を営んでおり、フジパックは建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業を営んでいるため、本件行為は、建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業（日本全国）を川上市場、建材向け透湿防水シートの製造販売業（日本全国）を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

２　一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

川上市場及び川下市場における市場シェアは下図表２及び３のとおりであり[4]、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【図表２】建材向け透湿防水シート（多層構造品）の製造受託業（令和７年）

順位	会社名	市場シェア
１	フジパック	約75%
２	Ｚ社	約20%
３	Ｙ社	約５%
	合計	100%

【図表３】建材向け透湿防水シートの製造販売業（令和７年）

順位	会社名	市場シェア
１	Ｃ社	約35%
２	Ａ社	約30%
３	セーレン	約20%
４	Ｂ社	約10%
	合計	100%

３　単独行動による競争の実質的制限

(1)　川下市場における閉鎖性・排他性

ア　投入物閉鎖

本件行為後、フジパックが、Ｂ社及びＣ社からの製造受託を拒否する、又は本件行為が実行されなかった場合と比較して競争上不利な条件で取引を行う（以下、これらの行為を「本件供給拒否等」という。）場合の川下市場における閉鎖性・排他性を検討する。

建材向け透湿防水シートの供給状況は、下図表４のとおりである。セーレングループは、自社で建材向け透湿防水シートを一部製造するとともに、フジパック及びＹ社に建材向け透湿防水シートの製造を委託している。川下市場におけるセーレンの競争者であるＢ社及びＣ社は、フジパック及びＺ社に対して建材向け透湿防水シートの製造を委託しており、いずれも、大部分の製造をフジパックに委託している。

【図表４】各社の取引関係

[4] 市場シェアは５%単位で記載している。そのため、合計値は必ずしも100%になるとは限らない。

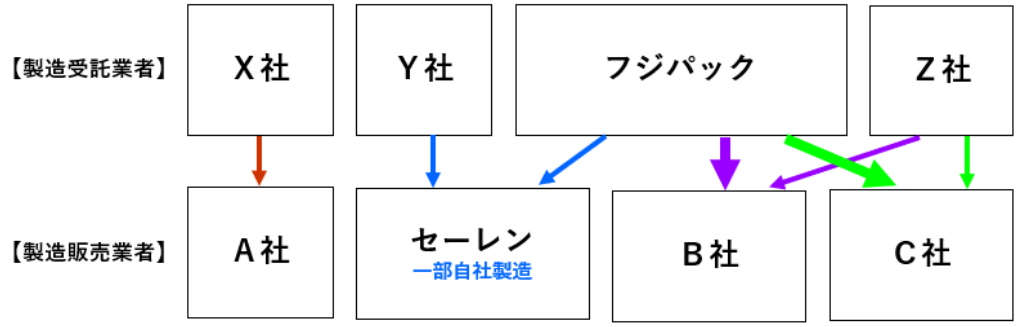

（注）「↓」は商品の供給を示している。

上記のとおり、Ｂ社及びＣ社は、販売する建材向け透湿防水シートの大部分の製造をフジパックに委託しているところ、本件供給拒否等が行われた場合には、その製造委託先をＹ社又はＺ社に切り替えることが考えられる。しかし、Ｙ社とＺ社の供給余力は限定的であると考えられることを踏まえると、切替え後に十分な供給を受けることは困難である。

また、建材向け透湿防水シートの製造には、専用の機械と高度な技術が用いられるため、その他の用途の透湿防水シートの製造業者や新規参入者[5]に製造委託先を切り替えることも容易ではなく、仮にそのような切替えを行う場合には、少なくとも２～３年を要する[6]。

以上からすると、当事会社グループは、投入物閉鎖を行う能力を有していると認められる。

さらに、本件供給拒否等を行った場合には、Ｂ社及びＣ社の競争力は著しく減退し、セーレンにおいて、建材向け透湿防水シートの製造販売市場における市場シェアを拡大することが可能となるため、当事会社グループは投入物閉鎖を行うインセンティブを有していると認められる。

したがって、投入物閉鎖により、川下市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

イ　秘密情報の入手

本件行為後もフジパックがＢ社及びＣ社からの製造受託を継続する場合、セーレンが、フジパックを通じて、Ｂ社及びＣ社の商品・原材料の仕様、製造工程、製造に用いられる技術、フジパックへの製造委託に係る料金・数量、顧客情報等の競争上の重要な秘密情報を入手する可能性は否定できない。

そして、そのような秘密情報の入手が行われた場合、セーレンは、かかる秘密情報を自己に有利に用いて商品の開発や経営戦略の検討等を行うこと

[5] 日本では建築物の着工数自体が減少しているため、建材向け透湿防水シート市場は縮小傾向にあることに加え、建材向け透湿防水シートの製造受託市場に新たに参入するためには、高額な専用の機械と高度な技術が要求されることから、参入障壁が高く、新規参入はあまり期待できない状況にある。

[6] 切替先の選定、設備投資、技術指導、JIS規格に係る耐久試験の実施等には、少なくとも２～３年を要する。

が可能となるため、セーレンの川下市場における競争力が高まる一方で、Ｂ社及びＣ社の競争力が減退するおそれが高まる。

したがって、上記の秘密情報の入手により、川下市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

(2) 川上市場における閉鎖性・排他性

ア　顧客閉鎖

本件行為後、セーレンが、Ｙ社への製造委託を拒否する、又は本件行為が実行されなかった場合と比較して競争上不利な条件で取引を行う可能性について検討する。

この点、セーレン、Ｂ社及びＣ社の建材向け透湿防水シートはいずれも多層構造品であり、その製造に用いられる設備や技術は共通するため、Ｙ社はＢ社及びＣ社からも同商品の製造を受託することが可能である。そして、Ｙ社が現状セーレンから製造受託する数量は少量であるため、Ｙ社が製造委託元をＢ社又はＣ社に切り替えた場合であっても、同程度の数量の製造を受託することが可能と考えられる。そのため、仮にセーレンがＹ社からの調達をフジパックに切り替える、又は競争上不利な条件で取引を行った場合であっても、Ｙ社は、Ｂ社又はＣ社から製造を受託することができるため、同社が川上市場から退出する、又は同社の川上市場における競争力が減退する事態は生じない。

したがって、セーレンが顧客閉鎖を行う能力を有しているとは認められず、顧客閉鎖により、川上市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

イ　秘密情報の入手

本件行為後もセーレンがＹ社への製造委託を継続する場合、フジパックが、セーレンを通じて、Ｙ社の製造設備、製造技術、製造受託に係る料金・数量等の競争上重要な秘密情報を入手する可能性は否定できない。

しかし、仮に、フジパックがＹ社の秘密情報を自己に有利に用いることにより、同社を川上市場から退出させることが可能であるとしても、現在同社によるセーレンからの受託は少量にとどまり、Ｙ社を退出させて得られるメリットは、当該少量分の売上げを拡大できるという限定的なものにとどまる。また、フジパックがＹ社の秘密情報を自己に有利に用いた場合、同社は、市場から退出することなく、セーレンとの取引関係を解消し、Ｂ社又はＣ社との取引を開始することも考えられるが、これは、セーレンにとっては、委託先を喪失するだけでなく、競争者の競争力が強化される可能性を生じさせることになるため、デメリットが少なくないと考えられる。

このように、フジパックがＹ社の秘密情報を入手して自らに有利に用いた

としても、当事会社グループにとってメリットよりもデメリットの方が大きいと考えられる。そのため、フジパックがかかる秘密情報をＹ社に不利に用いることは考え難い。

したがって、上記の秘密情報の入手により、川上市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

４　協調的行動による競争の実質的制限

(1)　川下市場における協調的行動

前記３(1)イのとおり、本件行為後、セーレンにおいて、フジパックを通じて、Ｂ社及びＣ社の競争上の重要な秘密情報を入手する可能性は否定できない。

この点、建材向け透湿防水シートの製造原価は、主に原材料費と製造委託料によって構成されるため、上記のような秘密情報の入手が行われた場合には、セーレンにおいて、Ｂ社及びＣ社の製造原価の相当部分を把握することが可能となる。

しかし、(ⅰ)川下市場では、セーレン、Ａ社、Ｂ社及びＣ社により市場シェアの奪い合いが行われてきたこと（特にＡ社については、前記第４の１(2)及び(4)のとおり、セーレン等と異なり単層構造品の建材向け透湿防水シートを販売して競争していること）及び(ⅱ)需要者である建材メーカーからの競争圧力が一定程度働くことを踏まえると、川下市場において、協調的行動の観点から問題が生じる可能性は低いと考えられる。

(2)　川上市場における協調的行動

前記３(2)イのとおり、本件行為後、フジパックにおいて、セーレンを通じて、Ｙ社の競争上の重要な秘密情報を入手する可能性は否定できない。

しかし、フジパックとＹ社の協調的行動による製造受託料の引上げ等は、本件行為後にフジパックの親会社となるセーレンにとって、製造コストの高騰等の不都合を生じさせることとなる。

また、当該製造受託料の引上げ等は、Ｂ社及びＣ社においても製造コストの高騰等の不都合を生じさせることとなるが、川下市場においては、単層構造品の建材向け透湿防水シートを販売するＡ社からの牽制力が働き、かつ、需要者である建材メーカーからの競争圧力も一定程度働くことが想定されるため、これを需要者に転嫁することは困難であり、セーレンばかりでなく、Ｂ社及びＣ社も、多層構造品の建材向け透湿防水シートに係る製造委託料の引上げ等を容易に受け入れる状況にはないと考えられる。

これらを踏まえると、川上市場において、協調的行動の観点から問題が生じる可能性は低いと考えられる。

第６　問題解消措置

１　問題解消措置の概要

当委員会は、当事会社に対して、前記第５の３⑴のとおり、本件行為により、フジパックによる投入物閉鎖、及びセーレンによるフジパックを通じたＢ社及びＣ社の秘密情報の入手の観点から、建材向け透湿防水シートの製造販売業における競争が実質的に制限されることとなるおそれがある旨を指摘したところ、当事会社から、問題解消措置として次の申出があった（以下「本件問題解消措置」という。）。

⑴　供給拒絶の禁止

フジパックは、本件行為の実行日以降、Ｂ社及びＣ社向けの建材向け透湿防水シートの製造受託に係る取引を継続し、当該建材向け透湿防水シートの製造委託に係る申込みを受けた場合には、正当な理由なく、当該申込みを拒絶しない。

⑵　差別的取扱いの禁止

フジパックは、本件行為の実行日以降、Ｂ社及びＣ社向けの建材向け透湿防水シートの製造を受託する場合における取引条件について、セーレン向けの同商品の製造を受託する場合の取引条件と比較して、差別的な取扱いを行わない。

⑶　情報遮断措置

当事会社は、フジパックがＢ社及びＣ社から建材向け透湿防水シートの製造を受託することに関連して知り得たＢ社及びＣ社に係る非公知の情報（以下「本非公知情報」という。）がセーレンの建材向け透湿防水シートに係る事業に利用等されることがないよう、以下の情報遮断措置を講じる。

① フジパックの建材向け透湿防水シートに係る事業に関与する役職員（以下「フジパック対象事業従事者」という。）は、本非公知情報を、フジパック対象事業従事者以外のフジパックの役職員及びセーレンの役職員に開示又は漏えいしない。当事会社は、これを遵守させるため、フジパック対象事業従事者に上記の旨を周知し、かつ、フジパック対象事業従事者から、万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分その他の処分の対象になり得ることを了承する旨の誓約書を提出させる。

② 当事会社は、フジパック対象事業従事者以外のフジパックの役職員及びセーレンの役職員が本非公知情報にアクセスできないよう、フジパック対象事業従事者にのみ本非公知情報に係る電子データへのアクセス権限を付与する、本非公知情報の記載される資料を施錠された書庫等で管理する、その他物理的なアクセス制限を行う等の適切な措置を講じる。

③ 当事会社は、当事会社の役職員に、セーレンの建材向け透湿防水シートに係る事業に関与する役職員（以下「セーレン対象事業従事者」という。）

とフジパック対象事業従事者とを兼任させないこととする。

④　当事会社は、フジパック対象事業従事者及び過去３年以内にフジパック対象事業従事者であった者を、セーレン対象事業従事者として従事させないこととする。

⑤　セーレンは、フジパック対象事業従事者としてフジパックに派遣される又は出向する役職員に対し、派遣期間又は出向期間の間、及び、派遣期間又は出向期間の終了後、本非公知情報をセーレンの他の役員及び従業員に開示又は漏えいしてはならないこと、及び本非公知情報をセーレンの事業に利用等してはならないことを周知し、かつ、当該役職員から、万一これらに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分その他の処分の対象になり得ることを了承する旨の誓約書を提出させる。

⑥　当事会社は、セーレン対象事業従事者にフジパックの役員を兼任させる場合には、当該兼任者に対して、本非公知情報のうち、セーレンとＢ社及びＣ社との間における建材向け透湿防水シートの販売競争に影響を及ぼす可能性のある情報（以下「競争機微情報」という。）を提供しない。当事会社は、当該兼任者に競争機微情報が提供されることを防止するために適切な措置を講じるものとする。

(4)　監視受託者による監視等

当事会社は、本件行為を実行する前に、独占禁止法に知見があり、当事会社グループから独立した第三者である専門家を監視受託者として選任した上、当該監視受託者をして、本件行為の実行日から５年間、本件問題解消措置の履行状況を監視させ、１年に１度、当委員会に対して当該履行状況に係る意見を添えて定期的に報告させる。また、当事会社は、本件行為の実行日から５年間が経過して以降、当委員会から当該履行状況について報告を求められた場合、自ら又は監視受託者をして、適切に報告を行う。

なお、当事会社及び当委員会は、本件行為の実行日から５年が経過した時点において、建材向け透湿防水シート事業に関連する市場の競争状況の変化等を踏まえ、本件問題解消措置の継続及び変更の要否を協議することとする。

２　問題解消措置に対する評価

(1)　投入物閉鎖に関する問題解消措置

前記１(1)及び(2)によれば、フジパックは、本件行為の実行日以降、(ⅰ)Ｂ社及びＣ社から建材向け透湿防水シートの製造委託に係る申込みを正当な理由なく拒絶することが禁止されるとともに、(ⅱ)Ｂ社及びＣ社から建材向け透湿防水シートの製造を受託する場合における取引条件について、セーレンから同商品の製造を受託する場合の取引条件と比較して差別的な取扱いを行うことが禁止される。

したがって、本件問題解消措置により、投入物閉鎖の懸念は解消されるものと評価できる。

(2) 秘密情報の入手に関する問題解消措置

前記１(3)によれば、同①の措置により、本非公知情報がフジパック対象事業従事者からセーレンの役職員に開示又は漏えいされることを防止でき、また、同②の措置により、セーレンの役職員が本非公知情報にアクセスすることを防止することができる。

そして、同③及び④の措置により、セーレン対象事業従事者がフジパック対象事業従事者を兼任すること、並びにフジパック対象事業従事者及び過去３年以内にフジパック対象事業従事者であった者が、セーレン対象事業従事者として従事することを防止することができ、また、同⑤の措置により、フジパック対象事業従事者としてフジパックに派遣される又は出向する役職員により、本非公知情報がセーレンの役職員に開示又は漏えいされること、及びセーレンの事業に利用等されることを防止することができる。

さらに、同⑥の措置により、セーレン対象事業従事者がフジパックの役員を兼任する場合でも、当該兼任者が競争機微情報を取得し、セーレンの事業に利用等することを防止することができる。

したがって、本件問題解消措置により、秘密情報の入手の懸念は解消されるものと評価できる。

(3) 監視受託者による監視等

本件問題解消措置の履行状況を監視するには、独占禁止法に知見があり、当事会社グループから独立した第三者である専門家による監視が有益であるところ、当事会社は、独占禁止法に知見があり、当事会社グループから独立した第三者である専門家を監視受託者として選任し、同監視受託者に本件問題解消措置の履行状況を監視させ、かつ、当委員会に対して当該履行状況を定期的に報告させるとしている。

したがって、本件問題解消措置の履行確保の方策として適切であると評価できる。

第７　結論

以上を前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

以上